様式５

　ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会入会申込書兼

ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル参加申込書

（開示施設用）

ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会会則及びふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル運用管理規程について合意のうえ、下記のとおりふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会に入会し、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルに参加いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 申込日 | 年　　月　　日 |
| フリガナ |  |
| 医療機関名 |  |
| 開設者氏名 |  |
| 院長氏名 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **申請医療機関情報** | | | |
| 医療機関コード(7 桁) |  | | |
| 診療科 |  | | |
| 郵便番号 | － | | |
| 所在地 |  | | |
| 電話番号 | － 　　－ | FAX 番号 | － 　　－ |
| メールアドレス |  | | |

※（別紙）参加同意書兼誓約書を添付してください。

様式３

令和　　年　　月　　日

ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル システム管理責任者　様

参 加 同 意 書 兼 誓 約 書

当機関は、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルの趣旨に賛同し、参加します。

また、同システムの利用に当たり、適正な運用管理及びデータの安全かつ適正な管理による個人情報の保護等のふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル運用管理規程に規定される責務を管理責任者に遵守させるとともに、機関内における当該事業の実施に伴う責任を負うことを誓約します。

機関の名称：

機関の所在地：

機関長名：

様式３

令和　元年　2月 6日

ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル システム管理責任者　様

参 加 同 意 書 兼 誓 約 書

当機関は、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルの趣旨に賛同し、参加します。

また、同システムの利用に当たり、適正な運用管理及びデータの安全かつ適正な管理による個人情報の保護等のふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル運用管理規程に規定される責務を管理責任者に遵守させるとともに、機関内における当該事業の実施に伴う責任を負うことを誓約します。

機関の名称： ●●病院

機関の所在地： ■■市●●1-1

機関長名： ○○　○○

**公印**をお願いします。また、必ず院長など最高責任者の名で誓約お願いします。

　　　　　　　　　　　　　「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に関する運用管理規程

第１条　（目的）

この規程は、　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「当施設」という。) において「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」を利用する機器及びこれらを利用した紹介連携システム・カルテ参照システムの運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏えい、改ざん、破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

1. （管理責任者）

当院は、システムの責任者として管理責任者を置く。

２　管理責任者は、当施設内の「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の安全かつ適正な利用を図り、データの活用に当たって漏えい、改ざん及び守秘義務違反のないよう、データの保護が確保される運用を推進しなければならない。

３　管理責任者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に異常を認めた時は、直ちにふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルシステム管理責任者に報告しなければならない。

第３条　（利用者の責務）

利用者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。

２　利用者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の利用について、この規程のほか、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル運用管理規程及びふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル運用管理細則を遵守しなければならない。

３　利用者は、個人情報保護法を遵守しなければならない。

４　利用者は、ウイルスパターンファイルを最新化し、コンピュータウイルスがふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルに侵入しないよう注意しなければならない。

５　利用者は、自らの利用者識別番号（ユーザーＩＤ）及び暗証番号(パスワード)を他人に開示、又は第三者に利用させてはならない。

６　利用者は、Winny その他のP2P ファイル交換ソフトを接続機器へインストール及び使用してはならない。

７　利用者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に異常を認めた時は、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

附則

この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。

●●病院「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に関する運用管理規程

第１条　（目的）

この規程は、●●病院　(以下「当施設」という。) において「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」を利用する機器及びこれらを利用した紹介連携システム・カルテ参照システムの運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏えい、改ざん、破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

医療機関名のご記入をお願いします。

第２条（管理責任者）

当院は、システムの責任者として管理責任者を置く。

２　管理責任者は、当施設内の「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の安全かつ適正な利用を図り、データの活用に当たって漏えい、改ざん及び守秘義務違反のないよう、データの保護が確保される運用を推進しなければならない。

３　管理責任者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に異常を認めた時は、直ちにふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルシステム管理責任者に報告しなければならない。

第３条　（利用者の責務）

利用者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。

２　利用者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の利用について、この規程のほか、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル運用管理規程及びふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル運用管理細則を遵守しなければならない。

３　利用者は、個人情報保護法を遵守しなければならない。

４　利用者は、ウイルスパターンファイルを最新化し、コンピュータウイルスがふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルに侵入しないよう注意しなければならない。

５　利用者は、自らの利用者識別番号（ユーザーＩＤ）及び暗証番号(パスワード)を他人に開示、又は第三者に利用させてはならない。

６　利用者は、Winny その他のP2P ファイル交換ソフトを接続機器へインストール及び使用してはならない。

７　利用者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に異常を認めた時は、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

附則

この規程は、令和元年４月１日から施行する。

日付のご記入をお願いします。日付は、正式開示開始予定日をご記入ください。